



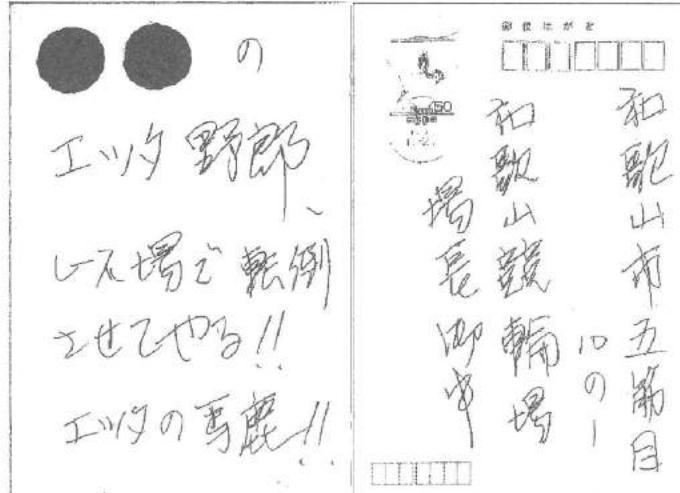
和歌山競輪場に差別投書

1月19日、和歌山県公営競技事務所（和歌山競輪場）に「●●（個人名）のエツタ野郎、レース場で転倒させてやる」というはがきが届き、同事務所から県人権政策課に報告された。

この投書に書かれていた個人が実在することを受け、日本競輪選手会和歌山支部長に情報を提供するとともに、所管する和歌山西

警察署にたいしても報告し、競技の妨害や会場内の安全対策について協議がおこなわれた。

さらに、公営競技という



競輪場に送りつけられた賤称語が書かれた差別ハガキ

石川さんがえん罪を訴えて続けて半世紀。県連では、毎月23日に県下の主要駅でビラやグッズを配布し、狭山事件のことを社会に訴えている。また、SNS（※）を活用した活動もあり、1月より狭山事件についてフェイスブックが開設された。フェイスブックの「いいね」のボタンを押すことによって、狭山事件を知らない人に知つてもらえるチャンスが広まる。

エイスブック紹介

狭山事件の再審を実現しよう

※SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
：社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと

もつため、関係者にたいして一方的に恨みを抱く可能性も予測できるとし、関係者に人権侵害にかかる発言や投書などについては、必ず報告をするよう指導を強めてきた。

これら部落民の経済的窮乏化にたいして、高山市政は適切な措置をとっているが、部落の中小企業は、「部落の中小企業」ゆえにどれだけ不利な条件を克服し得たであろうか。それどころか、担保その他の条件においてより劣悪であり、そのためになんらの保護さえ得られず、たおれしていく平和産業の最初の犠牲となつた。

これらの事情は部落の農民の場合でも同じである。彼らの生計をささえている伝統的な兼業、副業収入は、都市部落民の生業が失われるのとおなじ速度で奪われる。地主保有の上等地と同様の強制供出、低米価による収奪にくわえて、税金の重荷は、農民の没落をはやめている。

このような部落における経済生活の深刻な破壊が直ちに、差別の決定的な助長となつてあらわれる。

（ヘ）教育政策

今後も差別はがきが

連(17)

「吾々は市政といかに斗うか」
—オール・ロマンス差別糾弾要項—



<http://www.facebook.com/sayamajiken>

部落の子供が学校教育からうけている差別程おそろしいものはないであろう。通学区域を部落で限られている学校では、学校全体が差別される。だからその学校への起任を拒否する教師さえできる。通学区域を一般の児童とともににする学校では、学校内部で差別されたり、甚だしいのになると教師が部落の児童を差別する。通学地域の編成のさいにおこるトラブルにはすべてこれらの差別が現実に実感として存在することを証明している。

学校教育の差別はそれだけではない。不就学児童の問題がある。日本の教育制度では、小・中学校の教育が義務教育であることはいふまでもない。就学させることで義務を市の教育がおわされていることになる。しかし市は、実際にこれらの義務を果すことに誠意をみせたかといふと、それは疑わざるを得ない。高野中学の不就学児童の八〇%は、養正の地区的児童である。それから、具体的な手がうたれたということをきかなければ、むしろ部落の要求にたいして、無関心でいるのが現実である。

（次号につづく）